

シルバー人材センター利用契約書

〇〇〇（以下「発注者」という。）と公益社団法人清水町シルバー人材センター（以下「センター」という。）とは、発注者がセンターを通じてセンターの会員（以下「会員」という。）に対して業務を委託するに当たり、次のとおりシルバー人材センター利用契約を締結する。

（業務の名称等）

第1条 業務の名称等は次のとおりとする。

(1) 業務の名称 業務（以下「本件会員業務」という。）

(2) 業務の場所

(3) 業務の内容

例：業務の内容 後記記載のとおり

例：業務の内容 別紙のとおり

例：業務の内容 別紙仕様書のとおり

（会員への業務の委託）

第2条 発注者は、シルバー人材センター利用規約（以下「利用規約」という。）に定めるところにより、本件会員業務を実施する会員としてセンターが選定した会員に対して、センターを通じて本件会員業務を委託する。ただし、発注者は業務実績にもとづきセンターへ委託料を支払うものとする。

（契約期間）

第3条 本契約の契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

（業務の対価）

第4条 本件会員業務に係るセンター業務委託料（利用規約第5条第1項に規定するセンター業務委託料をいう。）の額及び会員業務委託料（利用規約第2条第2項の会員業務委託料をいう。）の合計額は次のとおりとする。

業務の対価の額 金 , 円（消費税込）

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 , 円

（or 合計額がわかる（計算できる）式等で記載）

例：作業 m²あたり 円に対し、実施した作業量に乗じて得た額と消費税額の合計。

例：作業 時間あたり 円に対し、実施した作業量に乗じて得た額と消費税額の合計。

（合意管轄）

第5条 本契約により生ずる権利義務に関する訴訟については、釧路地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（補則）

第6条 本契約書及び利用規約に記載のない事項については、発注者及びセンターが協議の上、決定するものとする。本契約書及び利用規約の条項に疑義が生じた場合についても同様とする。

本契約を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通保有する。

令和 年 月 日

（発注者）

上川郡清水町〇〇条〇〇丁目〇〇番地

〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇

〇〇〇 〇 〇 〇 〇

（センター）

上川郡清水町南5条6丁目1番地1

公益社団法人 清水町シルバー人材センター

理事長 太 田 昭 夫